

却 下 通 知

2015年3月10日

異議申立人 殿

独立行政法人国際協力機構
環境社会配慮異議申立審査役

貴殿の2015年1月26日付の異議申立（2015年2月3日受理）については却下となったことをお伝えします。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

申立却下の主な理由は、現在のところ公共用地である緑地の工事開始につき、森林局の許認可が未了となっており、貴国内の手続きの最中になんらかの意思決定を行うことは適切でないと考えます。

また、申立人と事業実施機関や当事者との対話が初期の段階で現在進行中であり、論点の明確化と解決策を見出すための対話が十分でない点に留意する必要があります。異議申立審査役は、異議申立手続きの開始について時期尚早であると考えます。

森林局の許認可の結果を待つとともに、両者の協議を進めるよう提言いたします。

同時に審査役からもJICAに対し、プロジェクトの必要な手続きがガイドラインに沿って実施されるよう現場を引き続き注視して、サポートし続けるよう依頼します。

ありがとうございました。

以上